

茨城県報

第7504号

昭和61年11月25日

火曜日

目次

告 示

	ページ
●悪臭物質の排出の規制地域の変更(公害対策課)	1
●字区域の変更(2件)(地方課)	2
●字の区域及び名称の変更(")	3
●生活保護法による医療機関の指定(社会福祉課)	5
●救急医療協力病院の指定取消し(医療整備課)	7
●農業振興地域の指定変更(農政企画課)	7
●新規土地改良事業の認可(2件)(農地管理課)	11
●定款変更の認可(")	11
●土地改良区の解散認可(")	11
●河川の一部用途廃止(河川課)	11
●市街化区域及び市街化調整区域の決定(都市計画課)	12
●用途地域の変更(")	12

公 告

●争議行為の予告通知の公表(労政課)	12
●県営土地改良事業計画(農地管理課)	13

正 誤

●昭和55年1月28日付け茨城県報号外第18号中	13
●昭和61年10月23日付け茨城県報号外第175号中	13

告 示

茨城県告示第1556号

昭和58年1月13日茨城県告示第53号で告示した悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づく規制地域の指定及び同法第4条に基づく規制基準の設定の一部を次のように改正し、昭和61年11月25日から施行する。

なお、関係図面は、茨城県環境局公害対策課及び竜ヶ崎市役所において、公衆の縦覧に供する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表 第1 竜ヶ崎市に係る規制地域の表を次のように改める。

第1 竜ヶ崎市に係る規制地域

地域の区分	規 制 地 域
A 区 分	都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により、市街化区域として定められた地域（同法第8条第1項の規定により、工業専用地域として定められた地域を除く。）並びに同法第7条第1項の規定により、市街化調整区域として定められた地域のうち若柴町、駒馬町及び別所町の一部
B 区 域	都市法計画法第8条第1項の規定により、工業専用地域として定められた地域

茨城県告示第1557号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により真壁町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字椎尾字織観音 1265の4、1266、1267の1の内、1267の2、1268の1、1268の2、1269の1、1269の2、1270の1、1270の2、1271から1275まで、1276の1、1276の2、1277の1、1277の2、1278の1、1278の2、1279の1、1279の2、1280から1283まで、1284の1の内、1284の3

〃 字仲の町 1288の1から1288の3まで、1289の1から1289の3まで、1290の1、1290の2、1291の1、1291の2、1292、1293の1から1293の3まで、1294の2、1295の1、1295の2、1298から1301まで

〃 字香取 1325の2、1325の3、1329の2、1329の3、1330の2、1330の3、1335の2、1336の2

大字東山田字三川作 1702から1704まで、乙1704、1705の1から1705の4まで、1706、1707及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字椎尾字三川作に変更

茨城県告示第1558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により石下町長から土地区画整理事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあつた日の翌日から生ずるものである。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字本石下字西原 3163の内、3164の内、3165、3166の内、3167の内、3168から3172まで、3173の1から3173の3まで、3174、3175の1、3175の2、3176の1から3176の3まで、3177、3178の1の内、3179、3180の内、3181の内、3184の内

" 字寺浦 4915の2、4916の2、4918の2、4919の2、5028の2の内、5030、5032の2

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字本石下字西上組に変更

大字本石下字西上組 1892の5の内、1906の内、1907の内、1908の内、1910の内

" 字卯月並 3145

" 字十一面 乙3327の4、3328の1、3329の1、3330の1、3331、3332、3333の1から3333の5まで、3334の1、3334の2、3335、3335の1、3336、3337の1、3338の1、3339、3340の1、3343

" 字寺浦 4892から4896まで、5027の2、5028の2の内、5029

及びこれに伴う国有地の道路、水路の全部を大字本石下字西原に変更

茨城県告示第1559号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により谷田部町長から同町内の字の区域の一部及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があつた。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字西大橋字南台 593の2、593の3

" 字大窪淵 633の5、637

" 字中山 635の2、636の2

" 字大窪 638の1、638の2、639の1、640の1、640の3、649の1、649の3、650の1、651、652の1、652の2

" 字大久保 653の1から653の3まで

" 字岡向 655の1、655の2、656の1から656の27まで、656の29から656の34まで

大字西岡字外記山 379、380、382から384まで

" 字記山 385

" 字ハヤツ 381、386、387

- " 字大久保 388の1から388の3まで, 389から399まで, 400の1, 400の2, 401, 402
- " 字西原 418の1, 418の3, 418の4, 418の11, 418の20から418の28まで, 418の41から418の50まで, 418の65から418の76まで, 418の89から418の97まで, 418の131から418の139まで, 418の176, 418の177, 418の179, 418の181, 418の182, 418の184から418の227まで, 418の230から418の237まで, 418の250から418の253まで
大字山中字長山 491の4, 492の1, 492の4, 493の3, 495の1, 495の107, 495の108, 496の1から496の3まで
- " 字トヅラ山 497の2から497の23まで, 497の25から497の67まで, 497の69
- " 字入碕 500の2
- " 字入碕間 502, 503
- " 字西原 557の1から557の8まで, 557の10, 557の12から557の18まで, 557の20から557の41まで, 557の45から557の77まで, 557の82から557の101まで, 557の104から557の109まで, 557の112, 557の113, 557の116から557の150まで, 557の153から557の162まで, 557の164から557の178まで, 557の180から557の187まで, 557の189から557の213まで, 557の216から557の219まで, 557の221から557の234まで
大字大白碕字大和田山 556の2, 561の2, 561の4, 562の2, 562の3, 564から568まで, 569の1, 569の2, 570, 574
- " 字永谷津 575の1から575の31まで, 乙575, 乙576, 乙580から乙584まで, 乙587
- " 字永谷ツ 乙588から乙590まで
- " 字西原 628の1から628の74まで, 629の1, 629の3から629の5まで, 629の7から629の40まで, 629の43から629の47まで, 629の49から629の52まで
大字水堀字若名窪 471の2, 472, 473, 474の3
- " 字大塚 475の11
- " 字梶場 476の内, 477から480まで, 588
- " 字梶碕間 481
- " 字五ッ口 483の4, 485の2, 486の2, 487の2, 488の2, 489の1, 489の3
- " 字谷津 527から529まで, 543から549まで, 550の5から550の8まで, 551, 552の1, 552の2, 553, 554の1, 554の2, 557から559まで, 561, 562, 571, 575から580まで
- " 字谷ツ 504の2
- " 字長谷津 582の1から582の6まで, 583, 584, 587の1, 587の3から587の6まで, 587の11, 587の12, 587の16, 587の17, 587の20から587の27まで, 587の29, 587の30, 587の32, 587の35, 587の36, 587の38から587の49まで
- " 字永谷津 585の1から585の3まで
- " 字長舎津 587の7から587の10まで, 587の13, 587の14, 587の19

〃 字水堀 662の内, 663の内, 665, 666の1, 666の2, 667から686まで
大字柳橋字向 530

大字面野井字原山 225の2, 229の2, 229の3, 240の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路の全部を御幸が丘に変更

茨城県告示第1560号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定及び廃止した。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	開 設 者	診療科目	点数表	指 定 等 年 月 日	指定等 の 別
(0122721) ㊦相川内科病院	水戸市千波町 212—1	相 川 達 也	内, 消, 循, 放, 神	乙	61. 9. 3	指定
(0122739) 水戸相互医院	〃 笠原町 1238—3	高 橋 淳	小, 内	乙	61. 11. 12	〃
(0231064) 日 精 歯 科	日立市小木津町 129—1	渡 辺 早 苗	歯	—	61. 8. 1	〃
(0321356) 荒川沖 クリニック	土浦市東荒川沖 3—1—4	海 津 紀 生	内, 眼	乙	61. 11. 12	〃
(0321364) 塚 原 医 院	〃 桜町 3—7—15	塚 原 充 秋	小	乙	61. 9. 1	〃
(0330841) 鶴 町 歯 科 医 院	〃 荒川沖西 2—12—1	鶴 町 仁	歯	—	61. 10. 1	〃
(0310052) ㊦筑波東病院	〃 乙戸57—1	横 山 治 夕 生	内, 神, 精, 理, 放	甲	61. 10. 2	〃
(0730248) ゆ う き 歯 科	結城市大字結城 6612—1	小早川 秀 行	歯	—	61. 11. 12	〃
(1130257) 豊岡歯科 クリニック	水海道市豊岡町 2910—8	大 野 晴 範	歯	—	〃	〃
(1140189) モリシタ薬局	〃 森下町 4387—4	有限会社 石 塚 薬 局	調 剤	—	〃	〃
(1130216) 森 下 歯 科 医 院	〃 〃 4408—1	大久保 弘 行	歯	—	61. 8. 7	〃
(1120294) 豊島内 科 医 院 小児科	〃 諏訪町3230	豊 島 章 子	内	乙	61. 11. 12	〃
(1720267) 堤産婦人科医院	取手市井野 1—7—10	堤 敬 昭	産, 婦	乙	61. 10. 23	〃
(358) 三 谷 接 骨 院	牛久市牛久町 356—124	三 谷 淳 一	柔道整復	—	61. 11. 12	〃

(1930201) 筑波歯科診療所	" 岡見町2019	八 木 二 治	歯	—	61.10.1	"
(3130602) ひぬま歯科	東茨城郡茨城町大字 宮ヶ崎1388—1	吉 井 秀 鍬	歯	—	61.11.12	"
(3320736) 町野医院	那珂郡那珂町菅谷 2963—1	町 野 勸	内, 小	乙	"	"
(4020848) 山中医院	筑波郡大穂町大字大 曾根2191—1	山 中 信 毅	内, 小, 皮, 理	乙	61.10.1	"
(3930423) 大谷歯科医院	新治郡桜村梅園 2—25—17	大 谷 弘 樹	歯	—	61.11.12	"
(4420345) 博採堂染谷医院	北相馬郡守谷町 野木崎1780—1	染 谷 允 壽	内, 外	乙	61.10.1	"
(0122077) 相川内科医院	水戸市千波町 212—1	相 川 達 也	—	—	61.8.31	廃止
(0131785) 樹水歯科医院	" 見川 2—8—8	浅 野 健	—	—	61.9.15	"
(0320150) 塚原医院	土浦市桜町 3—7—15	塚 原 清	—	—	61.8.31	"
(0330148) 鴨下歯科医院	" 荒川沖西 2—12—1	鶴 町 正	—	—	61.9.30	"
(0520122) 関医 院	石岡市高浜1198	関 平 吾	—	—	57.8.4	"
(0510016) 羽生眼科医院	" 府中 1—10—4	羽 生 孝 明	—	—	58.11.4	"
(0520114) 福 田 医 院	" 石川2710	福 田 三 郎	—	—	61.1.6	"
(0730198) ゆうき歯科医院	院結城市結城 6612—1	本 間 米 子	—	—	61.5.10	"
(1930086) 筑波歯科 中央診療所	牛久市岡見町2019	中 島 剛	—	—	61.9.18	"
(3620937) 鉾田病院附属 診療 所	鹿島郡鉾田町 上新町12	金 沢 寛	—	—	61.8.1	"
(4420113) 博 採 堂 医 院	北相馬郡守谷町 野木崎1780—1	染 谷 鶴 寿	—	—	61.9.30	"
(4020293) 山 中 医 院	筑波郡大穂町大字大 曾根2191—1	山 中 茂	—	—	61.9.30	"

~~~~~

## 茨城県告示第1561号

次の救急医療協力病院については、その開設者から救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出の撤回があつたので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 名 称                | 所 在 地        |
|--------------------|--------------|
| 医療法人恵仁会<br>宮 本 病 院 | 筑波郡筑波町北条1015 |

## 茨城県告示第1562号

昭和46年1月25日茨城県告示第80号で指定した農業振興地域のうち、三和地域については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、その区域を次のように変更する。

昭和61年11月25日

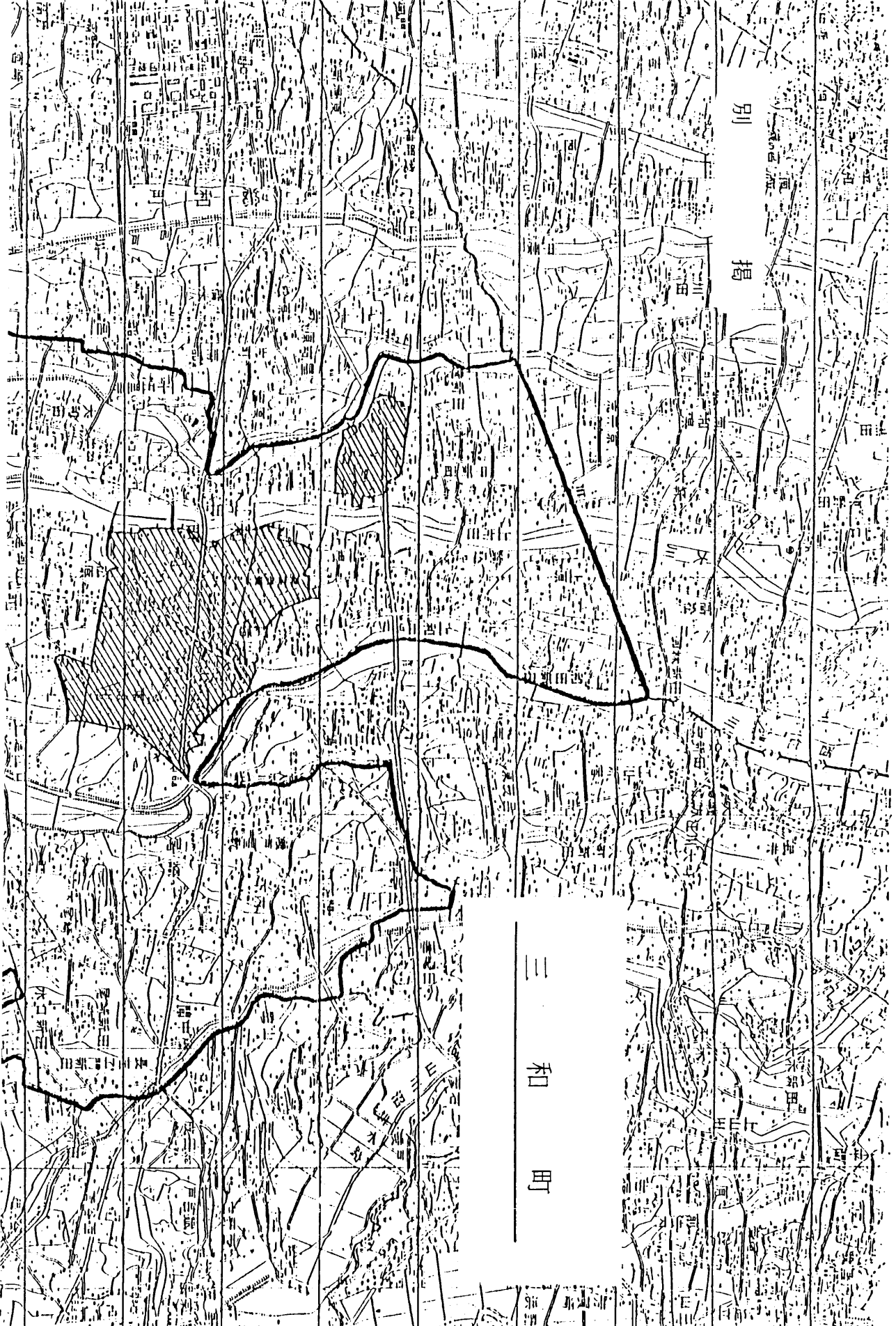
茨城県知事 竹 内 藤 男

| 地 域 名   | 指 定 範 囲                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 三 和 地 域 | 猿島郡三和町のうち、次に掲げる区域以外の区域（別掲のとおり）<br>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定に基づく<br>市街化区域 |

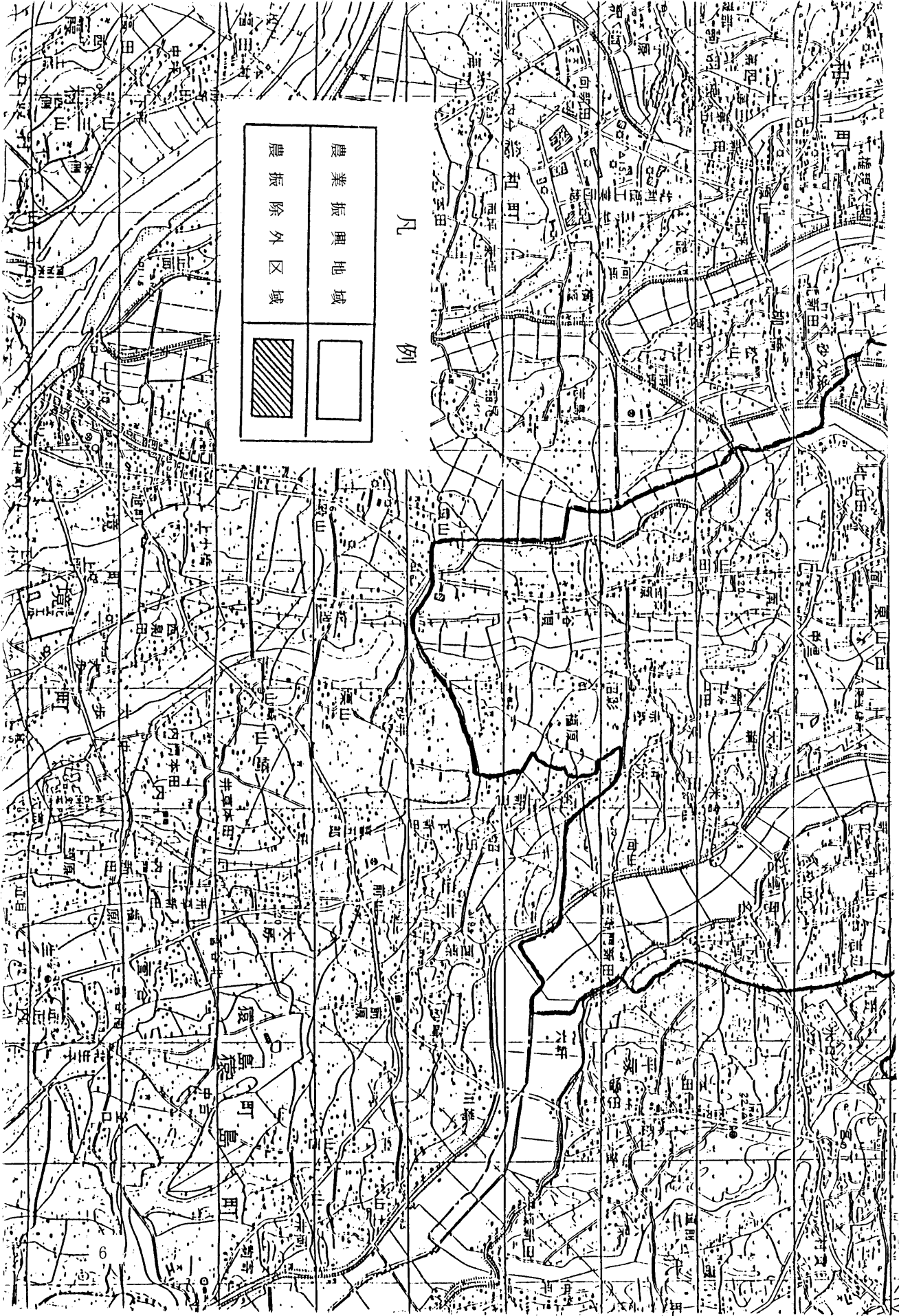
備考 上表中の地域名及び指定範囲は、昭和61年11月25日現在のものである。

別 掲

三 和 町







凡 例

|        |                                                                                   |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 農業振興地域 |  |
| 農振除外区域 |  |

**茨城県告示第1563号**

昭和61年6月24日付けで常北町長大高秀男から認可申請のあつた荒田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年11月13日認可した。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1564号**

昭和60年5月30日付けで稲敷郡美浦村大字馬掛944-3 塚本剛ほか8名から認可申請のあつた馬掛第1地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和61年11月13日認可した。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1565号**

昭和61年10月13日付けで笠間土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により昭和61年11月13日認可した。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1566号**

鹿島郡神栖町大字溝口4991番地に事務所を置く神の池土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、昭和61年11月15日付けで解散の認可をしたから、同条第3項の規定により公示する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1567号**

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県下館土木事務所において縦覧に供する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川筑輪川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
昭和61年11月25日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位                                                   | 置 | 種 類 | 数 量       |
|-----------------------------------------------------|---|-----|-----------|
| 西茨城郡岩瀬町大字加茂部字田中1216番地先から<br>同郡 同町 大字友部字トノ内1638番地先まで |   | 土 地 | 6,854.71㎡ |

#### 茨城県告示第1568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により三和都市計画市街化区域及び市街化調整区域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

#### 茨城県告示第1569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により三和都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

## 公 告

#### ●争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部執行委員長酒井茂雄から、昭和61年11月17日労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があつた。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 事 件 年末一時金等の要求
- 2 日 時 昭和61年11月28日以降問題の解決するまでの期間
- 3 場 所 日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する職場
- 4 争 議 の 概 要 あらゆる形の争議行為を実施する。

## ●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営東山田地区土地改良事業（農業用排水）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和61年11月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営東山田地区土地改良事業（農業用排水）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 昭和61年11月26日から昭和61年12月15日まで
- 3 縦 覧 場 所 真壁町役場

## 正 誤

●昭和55年1月28日付け茨城県報号外第18号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                | 正                |
|-----|-------|------------------|------------------|
| 5   | 上から17 | ネットホーラー等の揚<br>網機 | ネットホーラー等の揚<br>網機 |
| 9   | 上から5  | 合格するか又は          | 合格するか、又は         |
| 9   | 下から2  | 検 査              | 検 定              |
| 12  | 下から2  | 「可変ピッチプロペラ等」     | 「可変ピッチプロペラ」等     |
| 13  | 上から12 | m/mm             | m/min            |
| 13  | 上から18 | 揚網機カバー           | 揚錨機カバー           |
| 13  | 下から11 | 厚さ○m             | 厚さ○cm            |
| 13  | 下から6  | ピ ー ム            | ビ ー ム            |

●昭和61年10月23日付け茨城県報号外第175号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

| ページ | 行     | 誤        | 正        |
|-----|-------|----------|----------|
| 5   | 上から12 | 1972の2の内 | 1872の2の内 |

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

## 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所